



国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する技能実習制度は平成5年に創設されました。実習生の数は年々増加し、法務省発表の数字ではピークの令和元年には410,972名が在留していました。コロナ禍で受け入れができなかったため減少したものの、令和3年末時点で全国に約28万人在留しています。

技能実習制度は、日本の技能、技術又は知識を開発途上地域等へ移転し「人づくり」に寄与するという国際協力の視点に立った制度のほすですが、趣旨に反して、国内の人手不足を補う安価な労働力の確保等として使われているとの指摘があります。

法令上も技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されていますが、労働条件など問題視されるケースが少なくありません。

コロナ感染が落ち着いてきており、技能実習生の受け入れも再開されました。今後も受け入れ数、在留者数が増加していくものと思われます。

今月は技能実習制度を取り上げ、制度の概要、実習生のための保険制度などをご説明します。